

町政をただす



問

来年度の交付金の見込みは？ 重点事業は？

答

地方交付税は、0.8パーセント増 3月定例会等で説明したい

く どう ひろ とし
工藤 博利 議員



質問者の動画が
視聴できます。

令和5年度予算の
内容と新規重点事
業について

問 工藤議員

①来年度の国から本町への交付金の見込みは。

また、8月豪雨被害による災害査定が11月中に行われたとのことだが、査定額はどうかであったか。

②コロナ感染症の流行で全てのイベント等が中止となり、各業種の営業収益は減少した。来年度における新規事業及びイベント等、重点事業は。

答 町長

①町の基幹財源である地方交付税は、令和4年度当初予算と比較して、0.8パーセントの増額。しかしながら、臨時財政対策債が、令和4年度地方債計画と比較すると、1.7パーセントの減額。令和4年度に引き続き、一般財源の確保が大きな課題であると考えています。



11月下旬までに行われた災害査定状況は、公共土木施設の町道29件、河川34件、公園1件、計64件、申請額10億4300万円に対して、決定額が9億8771万円、決定率94.7パーセント、農地・農業用施設の農地4件、農業用施設15件、計19件、申請額2億9091万円に対して、決定額が2億8313万円、決定率97.3パーセント、林道は、11件で申請額1億700万円に対して、決定額が1億199万円、決定率95.3パーセントとなっている。

②これまで国の地方創生臨時交付金、町の財政調整基金の活用等で様々な支援策を講じているが、令和5年度以降も幅広く支援策が必要と考えている。

また、8月豪雨に伴う災害への対応、アフィ大規模改修に対する財政負担、公共施設の統廃合や経常経費の削減、適正な人事配置、補助金の見直し、民間事業者との連携等、財政健全化への取組を並行して行う必要がある。

予算編成も難航が予想されるが、具体的な新規事業、重点事業については、3月定例会等で説明したい。



▲エコクリーン「アフィ」

※臨時財政対策債＝財源不足を国と地方が折半して補てんする特例地方債

町政をただす

大雨被害地域のインフラ整備への対策について

問 工藤議員

①8月の大雨で災害の対象とならない小河川などの崩落被害が多発した。調査が必要ではないのか。

また、農道、林道、山林の被害が多かったことから、被害の再発防止をどのように考えているのか。

②今まで被害の少なかった小河川また沢地の小川等の被害も多かったようだが、本町は沢地の小川が多い町ではないのか。

調査をして、治山ダムが必要であれば、国、県に要望すべきと思うが。

③町道松原1号線と町道長慶平1号線が応急復旧したが、今後は県代行で行う本格的復旧の事業内容は。

答 町長

①②被災があれば、管理者の特定、被害の状況、被害が及ぼす影響を把握しながら災害復旧事業実施の可否を判断する。当然ながら、被災箇所が民間施設であれば、災害復旧事業の対象外となる。

また、公的施設であっても管理者が異なる場合、例えば、1級河川は国と県、2級河川は県、普通河川は町が管理しており、それぞれが災害復旧事業の主体となる。

河川の構造物に被害があった場合は復旧事業の対象となるが、自然河岸の場合はその

背後に財産、例えば道路や農地の有無によって災害復旧事業の対象可否が判断される。

また、治山ダムの整備については、今回の大雨災害によって至る箇所です砂崩れが発生した状況を、治山事業を担当する県等に情報提供し、必要な対策を検討していく。

③町道松原1号線は、県が追良瀬川の災害復旧工事に含めて道路の復旧工事を実施する。

また、町道長慶平1号線も、「都道府県による市町村管理道の災害復旧等の代行制度」を活用し、県が復旧事業を代

※治山ダムと砂防ダム…どう違う？

治山ダムは、森林の持つ土砂災害の防止機能を発揮させることを目的としたダムで、ダム周辺の森林と一体となり土砂の生産や流出を防止することで下流の土砂災害を防止する。

砂防ダムは、ダム本体で流出した土砂をせき止め下流の土砂災害を防止する。



大雨で崩壊した吾妻川の護岸



大雨で崩壊した町道長慶平1号線



行する。いずれも災害査定や県議会での承認等を踏まえ、順次、着手するが、相当な工事規模となることから、現時点では完成時期は未定とのこと。

また、路線については、災害復旧工事の「原形復旧」の原則に基づき、被災前と同様のルートを基本に復旧工事を進めることとなる。



大雨で崩壊した町道松原1号線



町政をたぐす

高台への街づくり計画について

問 工藤議員

津波、水害対策の観点から高台への街づくりが必要ではないか。高台に防災公園（避難所、避難場所）や町の施設を整備し、その周辺に住宅地を造成するような命を守るための総合的な避難場所が必要ではないのか。

答 町長

地域防災計画によれば、青森県の日本海側で海溝型地震が発生した場合の死者・負傷者数の想定は1万1400人となっており、津波の第1波到達時間は6分から30分と想定されている。

高齢者の多い本町には、6分で津波の第1波が到達するといった場合は、到底、避難し得る状況にはないものと考えられるので、高齢者や幼児、児童生徒等、災害弱者と言われる方々が利用する施設等の

高台への移転は、今後、考えていくべきと思う。

また、役場庁舎、小中学校、公園、集会所なども同様のことが言える。しかしながら、本町には、低地に居住する地区も多く、まして南北に細長く集落が点在する町なので、公共施設ももちろんだが、住家も高台へ移転した場合、道路やライフラインの整備等も含め、相当の時間と費用が必要になる。今後、長い年月をかけ高台への移転を図ってきたい。



深浦診療所の診療時間について

問 工藤議員

町民から、特に子育て世代の勤め人からの要望で、平日の診療時間を午後4時まで1時間の延長と月に1、2回土曜日の午前中に診療ができないものか。現在医師3人体制なので、シフトを考えれば可能かと思うが、基本は深浦診療所の患者のみと限定すればできるのではないかと。

答 町長

現在、深浦診療所は吉岡所長、島田医員、そして週4日勤務の山田医師の3名を基本体制として運営している。

診療所の主な業務は、月曜日から金曜日までの5日間、受付時間を午前中は8時15分から11時まで、午後は1時から3時までの外来診療に加えて、町内3つの特養施設の巡回診療を週3日、在宅患者の訪問診療も週3日、学校健診や保育所児童の健診も週1日のペースで行っている。こうした業務に加え、令和2年10月に県から「発熱外来診療・検査医療機関」の指定を受け、現在週5日間、午後4時から5時までの間、発熱患者の受入をしている。

また、土曜日には新型コロナウイルスワクチンの集団予防接種に従事するなど、多くの業務に追われている。

このような現状を踏まえると、診療時間の延長、拡大については困難であることとを御理解いただきたい。

なお、午後4時以降も個別に相談いただいた患者の受入を実際に行っている。学校終了後でなければ通院できないお子さんについては、午後4時から4時半に予防接種等を行っている。また慢性疾患の患者さんが薬が必要であれば対応しているので、個別のケースについては、診療所に連絡、相談してください。



▲吉岡所長(前列右)、山田医師(後列)、島田医員(前列左) 令和3年1月撮影